

各 位

電磁的記録により提出が可能な減免税戻し税手続きの追加について

平成 25 年 12 月 4 日から、電磁的記録により提出が可能な減免税戻し税手続きが下記のとおり追加となりましたのでお知らせいたします。

記

1. 追加となる減免税戻し税条項

- ・ 関税定率法第 14 条第 10 号 (※1)
- ・ 関税定率法第 14 条第 11 号 (※1)
- ・ 関税定率法第 14 条第 14 号 (※1)

※1 ただし、関税定率法施行令第 16 条第 2 項に該当する場合は対象外となります。

- ・ 関税定率法第 14 条第 5 号 (※2)
- ・ 関税定率法第 14 条第 9 号 (※3)

※2 は、厚労省医薬局監視指導・麻薬対策課長が発行する「委託書」を、

※3 は、「在外公館からの返還品である旨の証明書」を、

それぞれ輸入許可後 3 日以内に原本を書面で提出させることとなります。

2. 留意事項

- ① 関税定率法第 14 条第 10 号、11 号、14 号適用貨物のうち、同一性確認のための写真等の資料については、参考資料であるため MSB 業務で提出することも可能です。
- ② 関税定率法第 14 条第 11 号適用の貨物のうち輸出の際にサンプルを税関に提示した場合は、輸入時の MSX 業務の記事欄に「サンプルあり」の旨を記載してください。この場合、税関から提示の指示があった場合はサンプルを提示していただくこととなりますが、あらかじめ審査時に窓口にサンプルを提示していただいても結構です。
- ③ 関税定率法第 14 条第 11 号適用貨物の輸出時に同一性確認の措置として、「再輸入予定の貨物であること」、書面以外に現物のサンプルがある場合は「サンプルがある」旨を輸出申告書の記事欄等に記載している場合は、上記②の MSX 業務の記事欄に「サンプルあり」の旨の記載は省略して差し支えありません。
他の再輸入免税貨物において現物のサンプルがある場合も同様の取扱いとなります。
- ④ 上記条項適用貨物が輸出貨物の一部であり、数量引落とし(裏落とし)を行う場合は、輸出許可書又は管理台帳等に引落とし数量を記載のうえ MSX 業務で提出してください。この場合の税関での押印は原則省略します。

問合せ先

大阪税関業務部通関総括第 3 部門 TEL06-6576-3317